

平成20年5月13日 開 会

平成20年5月13日 閉 会

平成20年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月13日（火曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 仮議席の指定について.....	6
日程第2 議長の選挙について.....	6
休 憩（午前10時22分）.....	8
再 開（午前10時23分）.....	8
日程第3 議席の指定について.....	8
日程第4 会議録署名議員の氏名について.....	8
日程第5 会期の決定について.....	9
日程第6 副議長の選挙について.....	9
日程第7 常任委員会委員の選任について.....	10
休 憩（午前10時38分）.....	11
再 開（午前10時50分）.....	11
日程第8 議会運営委員会委員の選任について.....	11
休 憩（午前10時52分）.....	12
再 開（午前11時15分）.....	12
休 憩（午前11時15分）.....	12
再 開（午前11時16分）.....	12
日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について.....	13
日程第10 諸般の報告について.....	14
日程第11 承第3号から日程第17 議第42号まで.....	15
平野市長提案説明.....	15
松影市民環境部長詳細説明.....	16
上野消防長詳細説明.....	24

休 憩（午後 0 時05分）	25
再 開（午後 1 時00分）	25
12番 寺町知正議員質疑	25
松影市民環境部長答弁	25
12番 寺町知正議員質疑	25
松影市民環境部長答弁	25
12番 寺町知正議員質疑	25
平野市長答弁	26
12番 寺町知正議員質疑	26
松影市民環境部長答弁	26
12番 寺町知正議員質疑	26
松影市民環境部長答弁	27
12番 寺町知正議員質疑	27
休 憩（午後 1 時05分）	27
再 開（午後 1 時07分）	27
松影市民環境部長答弁	27
12番 寺町知正議員質疑	27
上野消防長答弁	28
12番 寺町知正議員質疑	28
松影市民環境部長答弁	29
12番 寺町知正議員質疑	30
松影市民環境部長答弁	32
12番 寺町知正議員質疑	32
松影市民環境部長答弁	32
12番 寺町知正議員質疑	32
平野市長答弁	34
12番 寺町知正議員反対討論	35
日程第15 議第40号 山県市監査委員の選任同意について	37
平野市長提案説明	37
閉 会（午後 1 時41分）	38
会議録署名者	38

平成20年 5月13日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

山県市議会臨時会会議録

第1号 5月13日(火曜日)

議事日程 第1号 平成20年5月13日

- 日程第1 仮議席の指定について
 - 日程第2 議長の選挙について
 - 日程第3 議席の指定について
 - 日程第4 会議録署名議員の指名について
 - 日程第5 会期の決定について
 - 日程第6 副議長の選挙について
 - 日程第7 常任委員会委員の選任について
 - 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
 - 日程第10 諸般の報告について
 - 日程第11 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第12 承第4号 山県市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第13 承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第14 承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 日程第15 議第40号 山県市監査委員の選任同意について
 - 日程第16 議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
 - 日程第17 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について

- 日程第6 副議長の選挙について
日程第7 常任委員会委員の選任について
日程第8 議会運営委員会委員の選任について
日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
日程第10 諸般の報告について
日程第11 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第12 承第4号 山県市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第13 承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第14 承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第15 議第40号 山県市監査委員の選任同意について
日程第16 議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第17 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君

市民環境 部長	松 影 康 司 君	保健福祉 部長	土 井 誠 司 君
産業経済 部長	土 井 誠 司 君	基盤整備 部長	梅 田 修 一 君
教育委員会 事務局長	恩 田 健 君	会計管理者	山 田 利 朗 君
消 防 長	上 野 敏 信 君	総務部次長	城戸脇 研 一 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開会

事務局長（船戸時夫君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の久保田 均議員を御紹介いたします。

久保田議員、議長席に御着席願います。

臨時議長（久保田 均君） おはようございます。ただいま紹介をいただきました久保田でございます。規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第1回臨時会を招集しましたところ、御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

若葉も次第に色濃くなってまいりまして、非常にすがすがしい季節になってまいりました。

さて、議員の皆様方には、去る4月20日執行の山県市議会議員選挙によりまして、めでたく御当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、まことに御同慶にたえない次第でございます。心からお喜び申し上げる次第でございます。

山県市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していただけることを切にお願い申し上げますとともに、今後、ますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。

さて、3月末で失効しておりました道路特定財源の暫定税率を含む税制改正法案が4月30日に衆議院本会議において再可決されました。また、本日5月13日でございますが、道路整備財源特例法改正案が衆議院本会議で再可決される見込みのようでございます。

道路整備は、地域経済活性化における最も根幹的な基盤であり、防災、医療、福祉などの面からも、住民が安全で安心な暮らしを確保していくために必要不可欠な社会基盤でございます。

暫定税率の復活により、行政サービスの低下など住民生活への深刻な影響が回避でき

る見通しとなったことに当たりまして、歓迎したいと思っております。

引き続き、暫定税率失効に伴い地方で歳入欠陥が発生したことに対し、国が補てん措置を確実に実施することなど、求めていく所存でもございます。

こうした中で、今週末の18日には主要地方道岐阜・美山線が開通いたします。この道路の開通により、旧3町村を環状に結ぶ強力なネットワークが形成され、地域経済や市民生活の利便性が向上するのみならず、福祉面や防災面でもその効果が期待でき、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりにつながるものと期待しておる次第でございます。

また、今後は、本市と市外を結ぶ玄関口となる東海環状自動車道（仮称）山県インターチェンジの早期完成に向けて、国などへ働きかけを強めてまいりたいと考えております。東海環状自動車道の建設促進につきましては、測量や地元説明会などの具体的な作業に入っており、市といたしましても、建設に向けて積極的に協力をして推進を図ってまいり所存でございます。

本市の平成20年度の主要事業につきましては、去る3月の定例会で御説明申し上げ、議決をいただいているところでございますが、この機会にいま一度その大要を御紹介させていただきたいと思っております。

基本的な方針としまして、起債等につきましては、将来的な償還計画を見据えて有効に活用しながら、人件費や委託料の削減や公共施設のスリム化、企業誘致になどによる自主財源の確保により、健全な実質公債費比率並びに経常収支比率を目指してまいりたいと考えております。

さらに、美山中学校の校舎等改築事業につきましては、平成19年度から造成工事に着手してまいりました。今年度から建築工事を実施してまいります。まず、体育館は今年度に、校舎は来年度に完成予定でございます。

また、西武芸小学校舎の耐震及び大規模改修工事に今年度から着手し、平成22年度の西武芸小学校、富波小学校、乾小学校の統合までに完成する予定でございます。

次に、山県市新クリーンセンター整備事業につきましては、今年度から土木、建築工事と機械設備工事に着手し、来年度末の竣工を目指してまいりたいと考えております。

下水道事業は、高富浄化センターが3月25日に竣工し、第1期整備区域が4月から供用を開始いたしました。今年度も引き続き、第2期整備区域の工事を実施してまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、さきの定例会で御議決をいただきました山県市企業立地促進条例に基づき、優遇措置を企業へ積極的にPRし、他市町との地域間競争にも

おくれることないよう企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

いずれの事業も、以前から私が申し上げております活力あるまちづくり、快適なまちづくり、安心・安全のまちづくりを目指す上で、欠かすことのできない重要施策と位置づけており、市民の皆様からの御期待に沿えるよう早期実現を目指してまいる所存でございます。

市民の皆様の御意見を伺いながら、よりよいまちづくり、市民サービスの向上に職員ともども誠心誠意努めてまいる所存でございますので、議員各位におかれましても御理解をいただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（久保田 均君） 日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙について

臨時議長（久保田 均君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 石神 真君、3番 杉山正樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（久保田 均君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

臨時議長（久保田 均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（久保田 均君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

臨時議長（久保田 均君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（久保田 均君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたしました。

開票を行います。

石神 真君、杉山正樹君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（久保田 均君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効ゼロ。

有効投票中、藤根圓六君15票、寺町知正君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、藤根圓六君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（久保田 均君） ただいま議長に当選されました藤根圓六君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

藤根圓六君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 一言、議長就任に当たってごあいさつを申し上げます。

議員改選後の議会構成に当たり、不肖私が皆様方の温かい御支援をいただきまして当選人になりましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。ただいまは、事の重大さをひしひしと痛感している次第でございます。

議長職務については、今さら申し上げるまでもなく、議場秩序保持、議事の整理、そして議会事務の統理、そして議会代表権の規定がありますが、これらを円滑に遂行していくためには、皆様方の温かい御支援、御協力をなくしては、これが不可欠でございます。今年度より、いよいよ新しく16人体制できょうから始まるわけでございますが、山

県市も非常に財政が厳しい時代に入り、にもかかわらず市民の権利主張はますます多大になっております。私たちは一層の研さん、努力を図り、そして執行機関と議会が一体となって本市発展のため、そして住民福祉向上を目指して、その責任を全うするよう命がけで頑張りますので、重ねて議員の皆さんの御支援と御協力をお願いしまして、議長就任に際してのごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

臨時議長（久保田 均君） 議長選挙も終了いたしましたので、臨時議長の職務は終わりました。

皆様方の御協力、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げ、藤根議長と交代をさせていただきます。

藤根議長、議長席にお着きください。

暫時休憩をいたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初に、お断りをいたします。

本席、大変不慣れでございますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議席の指定について

議長（藤根圓六君） 日程第3、議席の指定について。

議席の指定については、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっておりますので、指定いたします。

1番 上野欣也君、2番 石神 真君、3番 杉山正樹君、4番 尾関律子君、5番 横山哲夫君、6番 宮田軍作君、7番 田垣隆司君、8番 谷村松男君、9番 武藤孝成君、10番 影山春男君、11番 後藤利元君、12番 寺町知正君、13番 藤根圓六、14番 小森英明君、15番 村瀬伊織君、16番 久保田 均君、以上のとおりです。

仮議席と同様ですので、間違いがございましたら議席の移動をお願いいたします。

日程第4 会議録署名議員の指名について

議長（藤根圓六君） 日程第4、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、1番 上野欣也君、12番 寺町知正君を指名いたします。

日程第5 会期の決定について

議長（藤根圓六君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、会期を本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、会期を本日1日とすることは、可決されました。

日程第6 副議長の選挙について

議長（藤根圓六君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番 尾関律子君、5番 横山哲夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（藤根圓六君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

議長（藤根圓六君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（藤根圓六君） 異状なしと認めます。

これより投票になります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（藤根圓六君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

尾関律子君、横山哲夫君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（藤根圓六君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ。

有効投票中、後藤利利君15票、寺町知正君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、後藤利利君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（藤根圓六君） ただいま副議長に当選されました後藤利利君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

後藤利利君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

副議長（後藤利利君） 本日ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、私がこのたび副議長の重責を担うことになりました。今後ともよろしく願いいたします。

私はもとより浅学非才の身であります。今後は議長の補佐役と、サポートいたしまして、今後の議会運営の活性化のために努力してまいりたいと、かように思っております。

今後とも私は山口市のために一層努力をしてみたい所存でございます。どうか今後とも皆様方の絶大な御支援と御協力を賜りまして、まことに簡単ではございますが、私の副議長の就任のあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

〔拍手〕

日程第7 常任委員会委員の選任について

議長（藤根圓六君） 日程第7、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務文教委員会委員に、石神真君、宮田軍作君、谷村松男君、影山春男君、寺町知正君、藤根圓六。

産業建設委員会委員に、上野欣也君、杉山正樹君、田垣隆司君、村瀬伊織君、久保田均君。

厚生委員会委員に、尾関律子君、横山哲夫君、武藤孝成君、後藤利丸君、小森英明君を指名します。

お諮りいたします。ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、平成21年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、平成21年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、各常任委員会で正副委員長の選出をお願いします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務文教委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室、厚生委員会は全員協議会室で選出をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務文教委員会委員長、谷村松男君、副委員長、石神真君。

産業建設委員会委員長に村瀬伊織君、副委員長、杉山正樹君。

厚生委員会委員長に小森英明君、副委員長に、尾関律子君。

以上であります。

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

議長（藤根圓六君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、横山哲夫君、谷村松男君、小

森英明君、村瀬伊織君、久保田 均君を指名します。

お諮りいたします。ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、平成21年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、平成21年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長を選出をお願いします。

委員会開催場所の指定をいたします。

第1委員会室で選出をお願いします。

暫時休憩いたします。

それでは、議場の時計で11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時15分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、議会運営委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、久保田 均君、副委員長、谷村松男君。

以上であります。

暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出書の提出がありました。

お諮りいたします。本件を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査申し出書の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

議長（藤根圓六君） 日程第9、岐北衛生施設利用組合議員の選挙について。

これより、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 宮田軍作君、9番 武藤孝成君を指名いたします。

岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（藤根圓六君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

議長（藤根圓六君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（藤根圓六君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（藤根圓六君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

宮田軍作君、武藤孝成君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（藤根圓六君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、田垣隆司君15票、寺町知正君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、田垣隆司君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（藤根圓六君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました田垣隆司君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

田垣隆司君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

7番（田垣隆司君） ただいまは、岐北衛生施設利用組合の議員に御推挙いただきまして、まことにありがとうございます。微力ではございますが、当組合発展のため、努めてまいりたいと思います。

何とぞよろしくお願いいたしまして、ごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

日程第10 諸般の報告について

議長（藤根圓六君） 日程第10、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年4月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

お諮りします。日程の順次を変更し、日程第15、議第40号 山県市監査委員の選任同意についてを日程第17、議第42号の後に審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。日程の順次を変更し、日程第15、議第40号は、日程第17、議第42号の後に審議することに決定いたしました。

日程第11 承第3号から日程第17 議第42号まで

議長（藤根圓六君） 日程第11、承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第12、承第4号 山県市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第13、承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第14、承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第16、議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第17、議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上6議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） ただいまは、藤根圓六議員が議長に、後藤利汎議員が副議長にそれぞれ選出されました。まことにめでとうございます。

さて、本日提案しております議案は、専決処分案件4件、人事案件2件、条例案件1件の計7案件でございます。ただいまから、上程しました6件の議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、最初に、承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、本年4月1日に施行されたことに伴いまして、山県市国民健康保険条例の一部改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、承第4号 山県市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年3月19日に公布され、また住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が本年3月28日に公布され、それぞれ本年5月1日に施行されたことに伴いまして、山県市手数料条例の一部改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年4月30日に公布され、同日施行分につきましては、山県市国民健康保険税条例の一部改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により本年4月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、続きまして、承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年4月30日に公布され、同日施行分につきましては、山県市税条例の一部改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上の専決処分案件の改正内容につきましては、後ほど市民環境部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、田上 隆氏と小森秀明氏の2名の辞任に伴い、新たに杉山茂樹氏と富松澄夫氏の2名を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっております。

杉山茂樹氏は山県市高富119番地2、富松澄夫氏は山県市高富1172番地にそれぞれお住まいで、現在、それぞれ森自治会長、本町3丁目自治会長として御活躍をいただいております。いずれも適任者でありますので、十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りたいというふうに思います。

次に、議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月26日に公布され、本年4月1日に施行されたことに伴いまして、山県市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

本条例の改正内容につきましては、後ほど消防長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りたいと思います。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、十分御審議を賜りまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 補足説明をさせていただきます。

最初に、承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につい

て、御説明させていただきます。

主な改正内容といたしましては、一部負担金に係る対象年齢の拡大及び負担割合の引き上げを行い、葬祭費の給付につきましては、健康保険法等他法の規定により給付を受けることができる場合には、給付をしない条文を追加しております。また、医療制度改革により、特定健診、特定保健指導が義務づけられたことにより、保健事業の内容の改正等を行ったところでございます。

改正内容につきましては、資料2改正条例新旧対照表等により説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第6条の改正は、これまで本人負担3割の対象者を3歳から6歳に引き下げ、2割の対象者を3歳から6歳までに引き上げる改正をしました。また、70歳から75歳までの方で、現役並み所得者以外の方の負担割合を1割から2割に改正するものでございます。

第8条の改正は、字句の整備を行ったものでございます。

次に、2 ページをごらんください。第9条の改正は、葬祭費の給付につきましては、健康保険法等他法の規定により給付を受けることができる場合には、給付をしない条文を追加しております。

第11条の改正は、保険者として市が行う保健事業において、特定健康診査及び特定保健指導を規定するなど、所要の整備を行うものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項は、施行期日を平成20年4月1日からとするものでございます。

第2項は、経過措置を、この条例による改正後の第6条の規定は、施行日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例によるという規定でございます。

続きまして、承第4号 山県市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明させていただきます。

主な改正内容といたしましては、戸籍謄本等及び住民票の写しの交付請求について、個人情報観点から戸籍の公開制度を見直し、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認の手続を厳格化するという一方で、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードまたは保険証などの本人確認ができるものを御提示いただくとともに、また、必要に応じ適宜口頭での質問もできるよう改正するものでございます。

改正内容につきましては、資料2改正条例新旧対照表等により説明させていただきます

す。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

別表第 1、第 2 条関係でございます。

8 につきましては、戸籍に関する証明書、謄本、抄本、記載事項証明書の交付請求に関してでございます。法第10条の2第1項は第三者請求、法第10条の2第2項は公用請求、法第10条の2第3項から第5項は弁護士等による請求、法第120条の1項は磁気ディスクをもって調整された戸籍など、法第126条は学術研究のための情報等の提供などを新たに加えた条文でございます。

9 は、戸籍に関する証明書、全部証明書、一部証明書の交付請求についてでございます。法10条の2第1項から第5項を準用、法第126条を新たに加えた条文でございます。

10は、除籍に関する証明書、謄本、抄本、記載事項証明書の交付請求に関してでございます。法第12条の2、法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項を準用します。それから、第126条を新たに加えた条文でございます。

11は、除籍に関する証明書、全部証明書とか一部証明書の交付請求に関してでございます。法第12条の2、法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項を準用し、法第126条を新たに加えた条文でございます。

12は、届け出に関する証明書、受理証明書とか記載事項証明書の交付請求に関して、法第126条を新たに加えた条文でございます。

14は、住民票の写しに関する証明書の交付請求に関してでございます。「法第12条の2」を「法第12条の4」に改めるものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を平成20年5月1日からとするものでございます。

続きまして、承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明させていただきます。

主な改正内容といたしましては、本年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、新たに後期高齢者支援金等課税額に関する規定を加えること及び一定の条件に該当する65歳以上の方の国保税を年金から特別徴収する規定を加えることの改正をするものでございます。

改正内容につきましては、資料2改正条例新旧対照表等により説明させていただきます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の改正は、国保税課税額の算定において、現行の基礎課税額と介護納付金課税

額に後期高齢者支援金等課税額を加えて三本立てとし、基礎課税額の課税限度額を47万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円と定めるものであります。なお、介護納付金課税額の課税限度額は9万円に変更はございません。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

第3条から第5条の2の改正は、基礎課税額の所得割額、資産割額、それから均等割額、世帯別平等割額について規定しております。所得割額は前年度の基礎控除後の総所得金額に4.71%を乗じた額、資産割額は当該年度の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る額に30.45%を乗じた額、被保険者1人当たりの均等割額は2万4,280円、世帯別平等割額は2万4,900円と定めています。なお、国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した結果、同一世帯に単身で国保被保険者として残る者がいる世帯を特定世帯といたしますが、この特定世帯の世帯別平等割額については、負担軽減措置として、5年間半額の1万2,450円としております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

新第6条から新第7条の3の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割、資産割、均等割及び世帯別平等割について規定をしております。所得割は前年度の基礎控除後の総所得に1.17%を乗じた額、資産割額は当該年度の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る額に7.55%を乗じた額、均等割額は6,020円、世帯別平等割額は6,180円と定めています。なお、先ほど説明しました特定世帯の世帯別平等割は、半額の3,090円としております。

旧第6条から旧第7条の3の介護納付金課税に関する規定は、後期高齢者支援金等課税に関する規定が挿入されたため、条がずれ、新第8条から新第9条の3となりますが、算定額の内容に変更はなく、現行どおりの所得割額は0.72%、資産割額は5%、均等割額は6,120円、世帯別平等割額は3,780円です。

ただいま説明申し上げました内容につきましては、承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての参考資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。

その参考資料によりますと、税率区分、現行、改正後とございまして、税率区分につきましては、基礎課税額、それから後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額でございます。現行につきましては、先ほど申し上げましたように、基礎課税額と介護納付金が今ありますが、ただいま申し上げましたように、後期高齢者医療制度ができましたもので、改正後につきましては、基礎課税額の所得割が先ほど言いましたように4.71、資産割が30.45、均等割が2万4,280円、平等割が2万4,900円と、特定世帯につきましては半額の1万2,450円。それから、先ほど申し上げました限度額につきましては47万。

それから、新たに後期高齢者支援金等課税額につきましても、所得割につきましてもは1.71%、資産割は7.55、均等割が6,020円、平等割が6,180円、それから特定世帯につきましてもは半額の3,090円。限度額につきましてもは12万円でございます。

それから、介護納付金課税額については、変わりございません。

それで、最後に現行との比較でございますが、所得割につきましてもは、今の課税額と後期高齢支援額を分けたわけございまして、内容的には5.88%、3割は30.8、均等割につきましてもは3万30円、平等割につきましてもは3万1,080円でございます。限度額につきましてもは、今の3点セットになりますもので、トータルしますと59万でございますね。現行と比べまして3万円の増になります。

以上でございます。

次に、8ページから12ページの上段までをごらんいただきたいと思います。

新第11条及び新第14条から新第20条の改正は、65歳以上の世帯主であります国保被保険者の国保税を、老齢年金等から新たに特別徴収を行なうことについて規定しております。

内容は、主に特別徴収するか否かの判定や納入方法、特別徴収と普通徴収の切りかえ等を定めておりますが、当該改正条例の附則第4項において、9月30日までは従来の普通徴収の方法で徴収することとしています。

次に、9ページから15ページをごらんいただきたいと思います。

新第23条の改正は、低所得者に対する課税額の軽減についてです。

第5条、第5条の2、第7条の2、第7条の3、第9条の2及び第9条の3に定める基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のうちそれぞれ均等割、世帯別平等割に関して、前年度の所得状況や世帯状況により7割、5割及び2割の軽減を行なうことについて規定しております。なお、特定世帯の世帯別平等割は、5年間に限り半額に軽減となります。また、2割軽減に際して今まで必要としてきた、前年からの所得状況の変化に関する把握と2割軽減申請書の提出に関する規定を削除し、7割軽減、5割軽減と同様に前年度の所得及び当該年の世帯状況のみで可否を判定することとなっております。

次に、15ページ下段から16ページ上段をごらんいただきたいと思います。

新第24条の2の改正は、減免対象者に関する規定の追加についてですが、被用者保険加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者で65歳以上の者が新たに国保被保険者となった場合には、負担軽減として国保税を2年間減免対象とするものです。

また、16ページの下段には、新附則第4項は、軽減判定の算定の際、65歳以上の世帯主、被保険者の公的年金所得控除について15万円以上の上乗せを行なう規定ですが、その対象について国保から後期高齢者医療制度への移行者も加えるよう改正しています。

次に、16ページ下段及び17ページをごらんいただきたいと思います。

旧附則第5項から旧第8項は、平成18年度の税制改正により、税負担が増加した年金受給者への激変緩和として実施されていた国保税の軽減及び所得割額に関する特例措置の対象期間が満了となったため削除するものでございます。

次に、18ページから22ページをごらんいただきたいと思います。

新附則第9項から新第18項は、各課税における特例の対象者として、世帯主、被保険者に加え、国保から後期高齢者医療制度への移行者を含むことを規定しています。

最後に、附則につきましては、第1項は、施行期日を公布の日からとするものでございます。

第2項では、原則として新条例は平成20年度以降の年度分から適用し、平成19年度分までは従前の例によるものです。

第3項では、新条例第19条の規定は平成21年度分以降の年度分について適用するものでございます。

第4項では、新条例第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成20年9月30日までは、普通徴収の方法によって国民健康保険税を徴収するものでございます。

続きまして、承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明させていただきます。

主な改正内容といたしましては、法人の市民税につきまして公益法人制度改革に伴い、法人市民税の均等割の適用区分や適用税率について明確化されました。また、個人の市民税につきまして、住宅ローン特別控除の申請の提出期限に係る整備がされたこと及び特定中小企業会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例について、所要の経過措置を講じた上、廃止するものです。また、固定資産税の新築住宅に係る減額措置の延長と省エネ住宅改修に係る軽減措置の創設がされたこと、独立行政法人緑資源機構を廃止する法律が施行され、独立行政法人森林総合研究所に引き継がれたための条文の改正を行ったところでございます。

改正内容につきましては、資料2改正条例新旧対照表等により説明させていただきます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

第16条第1項4号の改正は、法人でない社団または財団が収益事業を行わない場合に

は、取り扱いを統一し均等割を課税しないこととするものでございます。

第3項の改正は、人格のない社団等に均等割を課する場合には、最低税率を適用することになりました。なお、収益事業を行わない場合については、非課税取り扱いとなるものでございます。

次に、23ページ下段から26ページをごらんいただきたいと思います。

第24条第2項及び第3項の改正は、法人市民税の均等割につきまして、今回、公益法人制度改革に伴いまして、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人につきまして、最低税率の適用がされることなど、適用区分や適用税率等について明確化したことに伴い、均等割の法人の区分と税率も改めた整備をするものでございます。

次に、26ページ中段をごらんいただきたいと思います。第28条の2第6項の改正は、市民税の賦課徴収につきまして必要がある場合におきまして、従来は、給与所得の源泉徴収票を提出させることができたが、今回、公的年金等に係る源泉徴収票の提出も求めることができると規定するものでございます。

次に、26ページ下段から27ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第32条の6第1項及び第4項の改正は、地方税法改正による公益法人改革に伴いまして、法人区分が明確化されたことにより、「法人等」を「法人」に字句の整備をするものでございます。

次に、27ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第32条の8第1項の改正は、前条第32条の6で御説明した改正と同じで、字句の改正の整備をするものでございます。

次に、27ページ下段から29ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第36条第5項から7項の改正は、独立行政法人緑資源機構を廃止する法律が施行され、独立行政法人森林総合研究所に引き継がれたことに伴う改正と、「本項」を「この項」とする字句の改正でございます。

次に、29ページ中段から30ページをごらんいただきたいと思います。第134条第5項、6項及び7項の改正は、前条第36条の改正と同じく、独立行政法人緑資源機構が廃止され、独立行政法人森林総合研究所に引き継がれたための改正と、「本項」を「この項」とする字句の改正でございます。

次に、30ページ下段から31ページ上段をごらんいただきたいと思います。

附則第7条の3第3項の改正は、住宅ローン特別控除の申告書の提出期限までにできなかった場合に、市長のやむを得ない理由があると認めるときを加える整備をするもの

でございます。

次に、31ページ中段から33ページ上段をごらんいただきたいと思います。

附則第10条の2第1項から第6項までの改正は、地方税法附則第15条の固定資産税の減額規定の適用期限が、平成22年3月31日まで延長されたことなどによる条項の整備です。また、第7項は住宅の省エネ改修工事に関しまして、固定資産税の減額措置の創設をするもので、省エネ改修工事を行った住宅について、工事が完了した年の翌年分に限り120平方メートル分までの固定資産税を、3分の1に減額するものでございます。

次に、33ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第10条の3第1項の2号、3号及び第2項の改正は、特例の適用を受けるための地方税法附則の改正による条文の整備をするものでございます。

次に、33ページ下段から35ページをごらんいただきたいと思います。

附則第20条第1項から4項及び7項の改正は、地方税法附則及び同施行令附則が改正されたことにより、条文の整備をするものと、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例につきまして、当該株式に係る譲渡所得の2分の1の課税の特例を廃止し、所要の経過措置を講じたものでございます。

最後に、附則につきましては、第1条は施行期日を公布の日からとするものでございます。

第2条第1項につきましては、別の定めのあるものを除きまして、平成20年度以後の年度分につきまして適用し、平成19年度分までは従前の例によるものとするものでございます。

第2項につきましては、従前の市条例附則第20条の7及び第8項の適用について、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までとするものでございます。

第3項については、施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用についてただし書きをするものでございます。

第3条第1項については、別段の定めのあるものを除きまして、新条例の規定中施行日以後に関する事業年度分について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び施行日前に開始した連結事業年度分について、従前の例によるものとするものでございます。

第2項につきましては、旧条例第16条第1項第4号に規定する法人でない社団または財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、従前の例によるものとするものでございます。

第3項については、旧条例第24条第2項の表第1号の中で法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課税されるものに対して課税される

平成19年度分までの法人の市民税の均等割について、従前の例とするものでございます。

第4項については、施行日から一般社団及び一般財団に関する法律の施行の日、平成20年12月1日の前日までの間における新条例第24条第2項の規定の適用について、一般社団法人、一般財団法人及び保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの等の特例を定めるものでございます。

第4条につきましては、別段の定めのあるものを除きまして、平成20年度以後の分について適用し、平成19年度分までは従前の例によるものとするものでございます。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） 議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことにより、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられました。また、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月26日に公布され、4月1日から施行されました。

これに対応して、現行の200円 これは6,000円を30で除した額でございますがから6,500円を30で除した217円に引き上げる改正を行うものでございます。

内容につきましては、消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者が、22歳未満の子、孫または弟妹、60歳以上の父母、祖父母、重度心身障害者を扶養している場合の補償基礎額の加算を、200円から217円に引き上げる改正でございます。

資料2、36ページをごらんください。

新旧対照表でございます。

第5条第3項中、旧条例のほうでは「又は消防作業従事者等」を、新では「又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」に。6行ほど下の後半ですが、旧では「200円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者があつてはあつてはそのうち1人については217円、」を、新では「217円（」に、また1行下で、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」と、読点をつけ加えております。

なお、この条例は公布の日から施行して、改正後の山県市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成20年4月1日から適用するものとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で1時から再開いたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、議案に従って、まず、承の3号ですかね。国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですけど、対象年齢の拡大とかがあります。負担割合の引き上げというような説明があったと思うんですが、これは山口市独自にそうするのか、それとも国の法律の関係でそうせざるを得ないからするのか。具体的に一言でいうと、どれくらい上がるのかなというところはどうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほど提案説明の中で説明しましたように、健康保険法が一部改正になりましたので、それに伴いまして国に準じまして今回改正したものでございます。

以上です。

12番（寺町知正君） 具体的にどれくらい上がるかは、一言でいいにくいのかな。

市民環境部長（松影康司君） 具体的といいましても、一言では言えないんですけど、これから健康指導に努めまして、努力していく予定です。どれだけというのはちょっと今ではわかりません。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず市長にお聞きしたいんですけども、今回、後で順次議案が出てきてお尋ねしますけれども、国の制度が変わったから仕方なくやると、専決が大抵多いわけですけど、中にはそうじゃない場合もあるわけですね。市長の基本方針として、例えば今の承3号ですね、国保の条例については、国の制度が変わったから、そのままスライドするという答弁だったと思うんですが、市長の基本姿勢として、国がこうするからしなければならぬ場合は仕方ないけど、裁量の余地があれば、できるだけ住民負担を少なくするという選択をするのか、いやそれはとにかく国がこう決めたんだからそ

のまましますという、どちらの基本姿勢で臨まれるのか。特に後期高齢者という大きな問題のところもこの後質疑しますので、基本姿勢というのをお聞きしたいんです。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

基本姿勢といたしますか、国保税につきましては、従来からできるだけ値上げをとるか、上げずに経過してきたわけです。どうしてもやむを得ないときには、またそういう対応していくというのは出てくるかと思いますが、現在はそういう姿勢で来まして、できるだけ住民負担をかけないというような形で進めてきたところでございます。今後もそういうつもりで進めたいというふうに思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 国の制度ということですので、次に行きますけど、承4号の手数料条例についてですね。説明を、資料を見ると、具体的な事務のいわば書類の種類が書いてあるんですけど、先ほどの部長の説明の中で、請求のときの本人確認の手続を厳格にするというような趣旨の説明があったと思うんですけど、この議案の資料、あるいは対照表を見る限り、ちょっとそのあたりが見出せないんですけど、どこに免許証が要るとか、そういう確認をしますとかと示してあるのかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほど説明の中に申し上げましたように、8番は戸籍に関する証明でございますが、これにつきまして、法第10条の2の第1項に、これは第三者請求といたしまして、これは本人確認が要ということとして、10条の2の2は公用の場合の免許証とかパスポートとか、そういうのが要ということですので。それから、126条につきましては、学術研究のためのそういう提出をいただくというようなことでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それは文言として、法律には書いてあるんだろうけれども、市の条例とか、あるいは規則とか、そこに免許証の提示を求めますよとか、コピーをとりますよ、確認しますよというのが、文言的には戸籍のいろんな何号という種類が書いてあるけれども、どういうことでしょうか。法律に書いてあるから本人確認をするということなのか、市の条例や規則でそういった本人確認をするので何々を見せてくださいと明示したのかというところを見出せないの、お尋ねしたいと言っております。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 今回の条例は、手数料条例につきまして法律の関係について明示したわけですが、今までにつきましても免許証とかパスポートを提示いただきますんですが、今度は5月1日から新しく施行されますもので、それにのっとりまして広報とかそういうので市民の方に啓蒙、啓発を促していきたいと思います。よろしくをお願いします。

12番（寺町知正君） 質問しているのは、例えば議案のどこに、資料のどこに書いてあるんですかということ。それとも書かなくてもいい、つまり法律に書いてあるからということを質問しているんですけど。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午後1時05分休憩

午後1時07分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の中に、今言いましたような何人も戸籍謄本の交付をする場合には、戸籍制度におきまして、本人確認とかパスポート等が必要ですよということが書いてございます。それから、住民基本台帳につきましても、今のそういうようなことが書いてございます。それを準用して、私どもは今の今回手数料条例を改正しまして、何回も言いますようにPRに努めていく予定でございます。

以上です。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 一応、条例の文言には書かないけど、国の法律にそう書いてある、政令に書いてあるということで、事務的にはそういうふうにするということですね。最近の扱いとしては、全く具体的には変わらないということですね。わかりました。

それから、次ですけど、まず先に、議第42号の消防の関係ですけど、先ほどの説明で、私の記憶違いかもしれないけど、この時期の専決というのは、先ほども申し上げたように法律の改正に伴って自動的にということが多いわけですけど、消防のこの関係も過去もそうだったかなという記憶をしているんですが、今回もその条例改正という議題、専決じゃなくて議題に上がってきたのは何か理由があるのかなというところを思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 上野消防長。

消防長（上野敏信君） 専決でしなかったということは、特に理由はございませんが、先ほども申し上げましたように、施行は公布の日からで、適用は4月1日からということですので、普通どおりの議案提出にさせていただきました。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 私はこの議場で従来から5月の臨時会、あるいは6月にできるだけ専決はせずに議案にしてほしいと、本来そうすべきだという話をしてきましたので、そういう観点からは非常に望ましいし、ありがたいなと思っていますけど、他の執行者の皆さんもぜひ、どうしても専決しなければいけないもの以外は議案として定例会に出してほしいというふうに思います。

次に行きますけれども、一番今話題になっていますけれども、国保とか後期高齢者関係ですけど、承の5号ですね。これについて、まず、例えば後期高齢者の関係で、これはいろんな新聞やテレビでも報道されているんですけど、制度が始まっているんなトラブルがあって苦情がいっぱいあったということは聞くわけですけども、山県市の場合には何か住民の方からの苦情とか問い合わせ、意見などがあったのかということ。あれば、どういった意見がどれくらいあったかということをお尋ねします。

それから、2点目として、先ほどの説明で、別の資料もつけて説明がありましたけれども、専決処分の承5号のこの1枚の資料ですね。これを見ると、一見わかりにくいようなところも結構ありますけれども、これで一言でいうと、従来の国保と比べると、どれくらい上がったのか下がったのかということ。なぜ上がったのか下がったのかということですね。その説明をお願いしたい。

それから、市の国保の基金があるわけですけど、この基金というのは、額は今どれくらいで、最近のこの傾向として基金は減っているのか増えているのか、現状維持できているのかということの説明をお願いしたいです。

それから、次に、支援金という全く新しい概念のものが入ってきています。これについてちょっと私も調べてみたんですけど、従来は医療費というのは、本人負担が保険の種類で1割から3割ということでした。残りは公費ですよ。7割から9割は公費で出していたわけですけど、今度新しい制度が始まって、自己負担が一応1割ということ。問題は、7から9出していた公費が今度は公営で国が4、都道府県が1、市町が1という、合計で5程度、どんと減ったわけですよ。公費から出るのが減った。つまり、本人が出さなきゃいけない、当事者が出さなきゃいけないということになってきて、そこでそれを拠出というか、つくり出すために支援金というのは考えられたようなんですよ。

その支援金というは、約4割と。医療費の4割を支援金で賄おうというふうになっているそうなんですけどということですね。こういったことも余り知られていないんでしょうけど。そこで質問しますけど、支援金というこの新しい制度をつくった趣旨とか目的、そのねらいですよね。医療費の4割を出させようという趣旨とか目的、ねらいはどこにあるんでしょうか。

それから、次ですけれども、特別徴収ということで、年金のところから天引きしていくということも導入されるということのようですね。先ほどの議案の中では、14条とか15条、16条あたりにこの年金からとか特別徴収をしますとかということが定めてあるようなんですけれども、法律、政令を見ると、特別徴収についてはできるというふうになっているように私は理解しているんですけども、普通に思うと、特別徴収できるならしなくてもいいんじゃないかと思うわけですが、それでも山口市は今回特別徴収、年金から天引きしてしまうというほうを選択したというふうで、非常にげんな思いを持っています。そのあたりについて、市のほうはどのように説明をするんでしょうか。

それから、具体的に特別徴収をするとして、その対象の人の数、あるいは世帯数、そのあたりについては幾つぐらいでしょうか。

それと、最後ですけど、この制度、均等割とか所得割という形で積算していくんですけど、その額とか率、そういった数字的なものはいかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） たくさんいただきますもので、ちょっとできる限りお答えさせていただきます。あと、漏れておりましたら、また後日お答えさせていただきます。

最初の、後期高齢者医療制度がこの4月に発足しまして苦情とかそういうのはあったかないかという質問でございます。苦情等は山口市につきましては、今のところ、今、5月ですけど何もございませんし、3月末に保険証を発行しましたけれども、在宅されていない方が数十件ありますので、保険証が届いていない方につきましては、再度調査しまして今送っておるような段階でございます。そういうような段階でございます。

それから、先ほどの補足説明の中の、今の資料の中でございますけど、今までは現行で基礎課税額と介護保険でございましたが、今回は基礎課税額、後期高齢支援等課税額、介護保険等で3段階に分けましたけど、今の現時点の段階では19年度の所得を計算しておりますもので、基礎控除額と後期高齢支援金を分けただけでございまして、介護保険につきましてはそのまま、その率につきましてはまだ今回は計上していませんし、限度額につきましては国の指示に従いまして47万と12万を変更したようなことでございます。

それから、基金がどれだけというのがありますが、今のところ、この前の3月議会でも御説明しましたように、5億弱がございまして、今のところその変動はございません。

それから、支援金の話ですけど、支援金につきましては、先ほど議員が申されましたように、7割とか4割という話がありますが、それにつきましては後期高齢のほうへ支援金を出しますが、国の補助から、先ほど議員が申されました医療給付費ということで国から来ます。それから、うちの被保険者のほうから税をいただいて、その税と、それからうちの繰越金、基金を集めまして、それを後期高齢者支援金として出します。それは、国保だけに限らず、共済とか厚生年金、何もかもが出して、後期高齢者医療制度のほうへ支援するものでございます。

それから、特別徴収の関係でございまして、特別徴収につきましては、先ほど説明しましたように、地方税法の706条の2にございます。それに保険料と保険税がございまして、私どもは保険税でございまして、それにのっとりまして、その中の3つの要件がございまして、1つは被保険者数が少ない、約1,000人ぐらい、1,000人以下の方、それから、収納率が高く、16年から18年の収納率が98%以上あるところとか、もう一つは、口座振替及び納付組織の実施率が高い85%以上の場合はしなくてもいいんですけど、私どもの場合は、1番の1,000人については今の九千何百人おりますものであれですし、あと収納率と口座振替につきましては85とか98を下回っていますもので、特別徴収を行うわけでございます。対象人数につきましては、今の段階では把握していますが、大体180世帯ぐらいを予定しております。その中で今の口座振替をやってみえる方はないです。大体180世帯を想定しております。

それから、最後に、均等割と所得割の関係でございまして、予算ベースで申しますと均等割総額は約2億5,963万ほどでございます。それから、所得割につきましては2億9,672万ほどで、均等割は予算ベースで35%、それから所得割は40%を予定しております。

以上のようなところです。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず、制度に対する苦情とか問い合わせについてですけど、山県市のほうには余りなかったと。それは後期高齢者の関係は、県のほうですから、新聞などを見ると県には2万件ぐらいの苦情や問い合わせがあったと。岐阜市なんかもトラブルがあったというのが500件ぐらいとかという数字が出ています。

そこで思うんですが、後期高齢者の主体が県であった。じゃ、今度山県が実施していく国保については山県がまさに当事者になるわけですから、市民からの苦情とかトラブルの発生原因は山県市になると私は思うんですが、その辺、担当としては、国保のほう

ですね、後期高齢者はいいとして、国保については今後そういった心配をしていないのか、どういうふうに予想をしているのかというところをお尋ねしたい。

それから、課税額のところですけど、先ほど国の定めもあって、何だかんだで59万円、上限が3万円増えるというふうに思います。その関係で、基金が5億で特に変動はないと、最近5億で大体あるよということです。そうすると、新しい制度を導入するに当たって、やっぱり住民の方にはいろんな心配、不安、あるいは疑問ないし制度をなくせという声も強いですね。国会でも与党が、今、修正案も考えるぐらいの状況です。そうすると、山県市が制度を取り入れないことはできないとしても、これは基金を使って少しでも負担を軽減していく、当面でもいいから、その姿勢というのはこういうときにこそ発揮しなければいけないんじゃないかと思うんですが、担当部長としてはそのあたり、どういうふうに展望を持っているんでしょうか。

それから、次に、支援金のことですけども、支援金という言葉から、直観的には国か県か国保の主体者が援助してくれるのかなと思ってしまうような微妙な言葉なんですけれども、実は違うんですね。当事者の私たちの側が4割を出すという支援金。まさに本人負担に近いものなんですよね。その趣旨、目的についても明確な説明がなかったけれども、要はどうなのか一言でもう少し説明をしてほしいということ。

それから、さらに、きのうの例えば読売新聞の1面にもありましたけど、国がペナルティーをかける。支援金に及ぼすペナルティーをかけるということで問題になっている。その影響が、例えばことしから始まるメタボの健診とか、その受診率、達成率などについて、そこが芳しくないところについては支援金の指定の額、割合を上げると言われていますよね。それについてどういうふうに理解しているのか、制度を簡単に説明してほしいということですね。

もう一点、さらに、今、全国の自治体もそのことを心配して、通常、最近の傾向は健診料は本人負担に変わりつつありますね。昔は行政が持っていましたけど。それに逆行してメタボの関係だけは無料にして、いわば行政が負担をして健診率を上げようという努力をする傾向が、今、出てきたという異例な方法が報告されているわけです。山県はどうしていくのかなというところも気になるところです。そこでお聞きします。

それと、特別徴収の関係についてですけど、先ほどの1番の苦情と一緒にですけど、実際に10月からですかね、天引きが始まっていくわけでしょう。そうすると、当然市民の方から苦情が来るんじゃないかと心配するんですが、どういうふうに予測されていますか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

国保の関係で、今の後期高齢は県のほうで苦情で、国保の関係の苦情でございますが、これから発行してやっていくので、まだ今の段階では何とも言えませんが、苦情等がありましたら十分対処して進めていきたいと思えます。

それから、税率で基金を取り崩したらどうかという話でございますけど、先ほども言いましたように5億程度基金がございますけど、今回は19年度の所得に対して課税しておりますもので、8月に本算定というのがございまして、そのときに20年度の所得を試算して積算しますもので、そのときにまた税率等も変えなくてはいけないかというのはそこら辺で検討しますもので、そのときに基金がこれだけございますもので、取り崩すか取り崩さないかはまたこれから国保運営審議会とかいろんなことで協議して検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それから、支援金に対するペナルティーの関係でございますが、それにつきましては、特定健診等実施計画というのをことし3月に作成しまして、その中で後期高齢者医療に関する法律に基づきまして今回特定健診とか健康診断を行うようなことでございます。その中で5年間の目標を立てまして、平成20年から平成24までの5年間の目標を立てまして、特定健診受診率が平成24年については65%を目標にしていますし、それから、特定健康指導実施につきましては45%の目標を立てて、それにのっとって進めておる段階でございます。それについて、先ほどペナルティーがどうのこうのと言われていたのは、その目標に達しなかった場合には、まだ私のところの場合も、私のところと健康課と十分協力して健康診断に来ていただくようにPRもしていくんですけど、その最終段階でその目標に達しなかった場合には、支援金に少しほどはペナルティーがあるというようなことは聞いております。

12番（寺町知正君） 今の健診を無料でいくかどうかという部分は。

市民環境部長（松影康司君） 健診につきましては、集団健診と医療健診がございます。それにつきましては、一応個人負担を1,000円ほどいただいて行うようにしております。メタボも同様です。

それから、特別徴収に対するの不満は、先ほども言いました10月からですけど、不満の出ないように十分私ども市民課が一体になってPRとかそういうのに努めていきたいと思えます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほどの具体的な徴収額のところで、現在では19年の分からの

仮の試算だということで、8月頃の本算定ですか、そこで、どうもこれ、質問しなくてはいけないけど答えがないんだけど、多分今の試算よりは上がるわけですよ。そのような状況で、実際の10月の実施に移っていくという見込みなわけですね。そういう意味で基金も検討したいと、審議会などでも検討したいということですから、ぜひ新しい制度で混乱があるんだから、少なくとも当面は市民が納得できるようにするためには、ちょっと基金を崩しても何もおかしくないし、逆にそうすべきじゃないかと思うんですが、そんな思いで市長に再々質問いたします。

まず、一つ、形式的ですけど、きょうこの議案が出てくるということは、先日の告示の中に幾つかの議案で書いてあって、そこはわかりましたけれど、今、全国これほど問題になっていて、しかも非常にややこしい制度ですよ。せめて、事前に告示と一緒に議案書を配ってほしかったし、通常それは予算でも決算でもそうしていただいているわけですので、特に今回の議案は本当にわかりにくいわけだから、事前に配るということはやってほしいです。そうじゃないと十分な議会としての責任が果たせないというふうに思うわけですね。今後について、臨時議会の招集を市長名でするときには、議案書はもうできているわけですから、逆に議案書もなしに告示することはないわけですから、市長のサイドできちっと告示と一緒に資料を配付していただくということについて、これはお願いしたい。特に今回そうなんですけど。その点、市長はどうお考えかということとをまず1点目ですね。

それから、市長は、先日の岐阜の県議会で、ここで1つの意見書が可決されたということで、5月8日ですか、後期高齢者の医療制度の改善を求める意見書を全会一致で可決したというふうに新聞で報道されています。県議会全会一致ですよ。それは、3月のときにはこの議場で大垣市議会がということもお話ししましたけれども、岐阜の県議会でもそんなふうな意見書を可決しなければならぬような状況なわけですね。そういったことについて、県議会の動きを市長は御存じなのか、あるいはどういうふうに受けとめてみえるのかということですね。

それから、3点目ですけど、基金の関係です。法律の改正で制度が始まったということは、今さら仕方ない。行政としてはそうだと思うんですね。それはともかくとして、市民の立場で考えると、本当に納得できないということは日本じゅうで言われている中で、市民の気持ちを少しでも受けとめるということは、とりあえずは基金を少しでも崩して、それを市民の負担に反映させていくという、負担軽減に反映させていくということはせざるを得ないし、するべきときじゃないかなと。ずっと先の将来はともかく、そういうふうに思うんですけど、市長としてはどうでしょう。最終決断は市長だと思うん

です。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

県議会でああいった議決があったというのは、十分私も承知しておりますし、市長会でもそういった、けさ提案説明でも申しましたようなことで、そういった点について積極的に国へ働きかけるぞということもやっておりますし、県議会から市に対するそういう話はございませんでしたけれども、その前にそういった進め方については十分聞いておったということでございますので、そういう対応をしているということでございます。それから、県議会はそういうことでございますが、今、国の中でも、国会でも後期高齢者の問題等、特に中身を検討課題で検討されるような話に、これは報道というか、そういう関係で聞いておるわけでございますが、そういう中で、また現在の方向から若干変わってくるのではないかなということを想定されますので、その辺はこれから十分聞きながらそういった件についても検討していきたいというふうに思っております。

それから、基金の問題でございますけど、過去4、5年ですが、基金を取り崩さないで来たわけでございますが、今、議員が言われますようなことで、昨年ごろからいよいよ基金も若干取り崩していく必要があるかなということも、私も考えておったわけですが、その辺は現状を十分踏まえてさらに精査しながら本算定に向かって検討を加えていくということでございます。

それから、後先になりましたが、こういった問題について早く議員の皆さんにお示しをいただいて検討いただくということの件につきましては、今後検討しますが、まずは議会運営委員会のほうにお諮りして、また進めていきたいというふうに思いますので、そんな形で検討させていただくということでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承第3号、承第4号、承第5号、承第6号及び議第41号、議第42号の6議案について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決

定しました。

ただいまより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 承3号と承5号ですね。これについて反対する立場で討論いたします。

具体的には、先ほど質疑でいろいろと答弁をいただいて、初めての制度のスタートに当たって現状がある程度見えてきたというふうに考えています。質疑で具体的な答弁もあったので討論は簡潔にしますけれども、やはり国民の多くが納得せず、国会の中でも非常に批判的な意見が強い、いわば政府・与党の中でも見直そうという意見が進んでいるという状況ですので、慎重に対応すべきであるということがどうしても求められているわけですね。市民も非常に不安を持って今この制度を見ているという状況なんですね。そういった中では、やはり先走っていくべきではないということが基本。それから、市として裁量の許す限りは市民の負担を減らすということも、基本は一緒ですが、特に制度を新しくするときには必要だというふうに考える。その観点から見ても、決して今回のものが問題なしとは言えないというふうにとらえます。

それから、最終市長の答弁でも、市民の負担を減らすために基金の取り崩しも検討しないということではなくて、検討する余地があると受け取れるような答弁はありました。そこに期待はしますけれども、とりあえず、やはり制度の問題を抱えていますから、私はこの議場でこの新しい制度、国保関係については、賛成ということはできない。そういう意味で、反対の討論をいたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。

承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第4号 山県市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承第5号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数でありますので、よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第6号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第42号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議第40号 山県市監査委員の選任同意について

議長（藤根圓六君） 日程第15、議第40号 山県市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、影山春男君の除斥を求めます。

〔影山春男議員 退場〕

議長（藤根圓六君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程になりました議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議第40号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することになっておりますので、影山春男議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

影山春男議員は、山県市高富1226番地17にお住まいで、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきましても、知識、経験も豊富で適任者でございます。

十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

終わります。

議長（藤根圓六君） これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第40号は、会議規則37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

ただいまから採決を行います。

議第40号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

影山春男君の入場を許可します。

〔影山春男議員 入場〕

議長（藤根圓六君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成20年第1回山県市議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時41分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会臨時議長 久保田 均

山県市議会議長 藤根圓六

1 番 議 員 上野欣也

12 番 議 員 寺町知正